

## 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県立学校の臨時休業及び再開後の取扱いについて）

県立学校教育課

### 1 概要

県立学校の臨時休業及び再開後の取扱いについて、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年5月7日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により決定したので、同条第2項の規定により報告する。

### 2 臨時休業の期間等

県立学校の臨時休業は5月20日までとし、5月21日から再開する。

始業式及び入学式は5月21日、22日の間に実施する。

国及び県の緊急事態宣言が5月31日まで延長され、引き続き、感染拡大防止の取組がなされていることを踏まえ、段階的に学校教育活動が再開できるよう、当面の期間は分散登校とする。

小中学校については、設置者である市町村教育委員会へ県の対応を周知するとともに、地域や学校の実情を踏まえ、学校再開について適切に対応するよう依頼した。

今後、状況の変化に応じて、随時、必要な措置を講ずる。

### 3 臨時休業の終期及び学校再開の理由

- (1) 5月に入って新たな感染者が出ていないこと。
- (2) 特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県実施方針が変更され、休業要請期間が5月20日までとなったこと。

### 4 添付資料

- (1) 県立学校の臨時休業及び再開後の取扱いについて（通知）
- (2) 県立学校における臨時休業の取扱い及び学校再開について（依頼）

教 県 第 222 号  
令和2年5月7日

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘昌  
(公印省略)

県立学校の臨時休業及び再開後の取扱いについて (通知)

みだしのことについて、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県実施方針により、下記のとおりとしますので、職員、生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、国及び県においては緊急事態宣言が5月31日まで延長され、引き続き、感染拡大防止の取組がなされていることを踏まえ、段階的に学校教育活動が再開できるよう、当面の期間は分散登校とします。

各学校においては、万全の感染防止対策を講じた上で実施いただきますようお願いいたします。分散登校終了時期に関しては、追って通知します。

記

1 臨時休業の期間等

臨時休業は令和2年5月20日(水)までとし、5月21日(木)から再開する。

2 始業日及び入学式等

(1) 県立学校の始業日(授業再開)は5月21日(木)とする。

(2) 始業式及び入学式は5月21日(木)、22日(金)の間に実施する。

入学式においては、集団感染のリスクを高める3つの条件(密閉、密集、密接)が重ならないよう、教室や校庭等の活用、時間短縮や保護者の参加を控える等、対策を講じること。また、始業式についても、上記条件を考慮して実施すること。

3 休業期間中の登校日の設定、及び実施方法に関すること

(1) 登校日の設定頻度

週に1、2回程度とする。ただし、学校や近隣地域での感染者の発生又は県全体で感染者数に大きな増加があった場合は、登校日を中止すること。

(2) 登校日の実施方法

原則、分散登校とし、集団感染のリスクを高める3つの条件(密閉、密集、密接)が重ならないよう、クラスの半数参加などの人数制限、学年別・クラス別の日時の割り振り、短時間での実施等、対策を講じること。

(3) 学習支援の取組強化

教科書及び副教材等に基づく家庭学習を課すことや児童生徒の学習状況を随時把握し、その後の学習支援を児童生徒に提示すること。

- (4) 健康に不安のある児童生徒や登校を不安視している保護者に対しては、丁寧かつ柔軟に対応することとし、各学校のホームページ等に下記事項を掲載すること。

#### 掲載事項

「休校中の登校に関して、健康に不安がある児童生徒や登校を不安視している保護者の方は学校に相談してください。」

#### 4 学校再開後の授業の実施方法等について

授業日は当面の期間、原則、分散登校とし、実施方法等は下記のとおりとする。

##### (1) 実施方法

- ① 集団感染のリスクを高める3つの条件（密閉、密集、密接）が重ならないよう、クラスの半数参加などの人数制限、学年別・クラス別の日時の割り振り等、対策を講じること。（別紙参照）
- ② 音楽科、家庭科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等の教科の指導については、令和2年5月1日付け2文科初第222号を確認すること。

##### (2) 進路指導等の配慮

特に進路指導等の配慮が必要な最終学年等の児童生徒が優先的に学習活動を再開できるよう授業日を設定すること。

- (3) 特別支援学校については、上記を原則とするが、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校する等の課題を多くの学校が抱えているため、教育活動の再開については、障害の種類や程度等を踏まえて実施すること。

##### (4) その他

健康に不安がある児童生徒や保護者から登校しない旨の申し出があった場合には、事情を聞いた上で出席停止扱いにするなど、柔軟に対応すること。

#### 5 部活動等の取り扱い

部活動等は当面の期間（学校再開後も含む）、一切行わないこと。

#### 6 分散登校における出席等の取り扱い

一部の児童生徒に登校させない場合については、「出席停止・忌引き等の日数」の扱いとする。

#### 7 寮及び寄宿舎の対応

県立高校の学寮においては、休業期間中は原則、閉寮とするが、学校再開に向けて、生徒受け入れの準備を整えること。また、学寮における密閉、密集、密接の3密状態を避けるため、学寮以外から通学可能な生徒に対して、自宅等からの登校協力を依頼するなど、感染防止対策を講じること。

特別支援学校の寄宿舎に関しては追って通知する。

#### 8 保健管理に関すること

- (1) 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底するとともに、同居家族の検温や体調管理にも取り組んでもらい、何か変わったことがあれば学校に伝えてもらうよう周知すること。

- (2) 発熱または体調不良（咳、倦怠感など）がある場合や、健康に不安のある児童生徒（微熱、風邪症状等）、保健所に濃厚接触者とされた児童生徒は、登校させないよう周知すること。
- (3) 学校での登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でのこまめな手洗いを徹底すること。
- (4) 多くの児童生徒の触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒するとともに、触る前後で手洗いを徹底すること。
- (5) 咳エチケットを励行するとともに、登下校も含めてマスクの着用を徹底すること。
- (6) 教室等の換気は気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けること。  
（空調使用時においても換気は必要であることに留意すること）
- (7) 当分の期間、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（概ね1～2メートル）、対面形式とならないようにすること。
- (8) 学校は毎日の欠席等について、速やかに「学校等欠席者・感染症情報システム」へ入力すること。感染が疑われる者については、保護者等から保健所へ連絡するよう促すこと。欠席者の増加やクラスターの発生が疑われる場合は、速やかに保健所及び学校医に連絡し指示を仰ぐこと。その後、教育庁保健体育課へ連絡すること。
- (9) 児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けさせるとともに児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導すること。
- (10) 臨時休業中に特定警戒都道府県へ渡航歴のある生徒又は特定警戒都道府県より入学等のために来沖する生徒は来沖した日の翌日から原則として2週間は自宅等で待機するものとし、2週間後、健康状態に問題がなければ登校させること。

## 9 児童生徒の心のケアに関すること

心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられることから、登校日等において学級担任や養護教諭を中心にきめ細かな健康観察を行い、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて個別の健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応すること。

## 10 学習保障に関すること

- (1) 授業時数の確保について  
児童生徒が授業を十分受けることができないことにより、学習に著しい遅れが生じることのないよう、補充のための授業を行うために長期休業期間の短縮や、土曜日に授業を行うことなどを検討すること。
- (2) 学習支援の取り組みについて  
地域や学校の感染状況等による再度の臨時休業に備えてOffice365システムの積極的な活用を図ること。
  - ① 総合教育センターにおいて生徒個々のアカウントを申請・取得し利用環境を整えること。
  - ② Office365システムのTeamsを活用した動画配信等（課題解説、授業）の取組を進めること。
  - ③ 文部科学省の「子供の学び応援サイト」やNHKテレビ講座等の外部学習支援サイトの活用を図ること。

## 11 教職員の出勤等について

### (1) 臨時休業期間中の取扱について

臨時休業の期間中について、引き続き在宅勤務を命じることができる。

ただし、登校日、学校再開の準備又はその他必要がある場合は、令和2年4月16日付け教人第149号で示した「概ね2分の1の在宅勤務」との基準に関わらず、教職員の全員若しくは相当数を出勤させることができる。

### (2) 再開後のサービスの取扱について

再開後の新型コロナウイルス感染症関連のサービスの取扱については、令和2年4月7日付け教人第83号の通知によること。

### (3) 職員の体調管理等

職員は、自宅で健康観察を行い、発熱または体調不良（咳、倦怠感など）がある場合は、上司に報告して出勤しないこと。また、体温計を持参して職場で業務開始前に検温する等、体調管理の徹底に努めること。

さらに、感染症の拡大防止の観点から、県外、離島間及び本島との移動については控えること。

### (4) 勤務時間の管理

学校長は、教職員の勤務時間を適切に管理し、長時間勤務とならないようにすること。

なお、週休日である土曜日に授業を行う場合、学校長は「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」第3条第4項による勤務日及び勤務時間の振替を適切に行うこと。

(別紙①)

例1 (学年6クラス規模までの学校) 各クラスをABの2グループに分ける。

※毎日、1日3時間授業、教師は午前午後の2回同じ授業を行う。

グループ	月		火		水		木		金		土	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
午前	登校	家庭学習	家庭学習	登校	登校	家庭学習	家庭学習	登校	登校	家庭学習	家庭学習	登校
午後	家庭学習	登校	登校	家庭学習	家庭学習	登校	登校	家庭学習	家庭学習	登校	登校	家庭学習

例2 (学年6クラス規模までの学校)

※1日3時間授業、登校日数：3年生4日、1・2年生3日

(土曜日含む場合、各学年4日)

午前	午後	月		火		水		木		金		土	
		3年	2年	2年	1年	1年	3年	3年	2年	1年	3年	2年	1年

(登校に設定されていない学年は、家庭学習とする。)

【配慮事項】

- ① 3密を避け、一教室を20人程度とすること。
- ② 登校時間の設定は、出勤時の混雑を避けるよう工夫すること。
- ③ 授業時間の短縮によるコマ数の設定は、各校の実態によって工夫すること。

(別紙②)

例3 (学年7クラス規模以上の学校) 各クラスをABの2グループに分ける。

※1日3時間授業、登校日数：3年生4日、1・2年生3日 (土曜日含む場合、各学年4日)

	月			火			水			木			金			土		
	3年	2年	1年	3年	2年	1年	3年	2年	1年	3年	2年	1年	3年	2年	1年	3年	2年	1年
グループ	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
午前	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習
午後	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習

例4 (学年7クラス規模以上の学校)

※1日3時間授業、登校日数：3年生4日、1・2年生3日

(土曜日含む場合、各学年4日)

	月			火			水			木			金			土		
	3年	2年	1年	3年	2年	1年	3年	2年	1年	3年	2年	1年	3年	2年	1年	3年	2年	1年
午前	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習
午後	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習

【配慮事項】

- ① 3密を避け、一教室を20人程度とすること。
- ② 登校時間の設定は、出勤時の混雑を避けるよう工夫すること。
- ③ 授業時間の短縮によるコマ数の設定は、各学校の実態によって工夫すること。

教義第153号  
令和2年5月7日

各市町村教育委員会教育長  
各小中学校長  
各教育事務所長 } 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘昌  
(公印省略)

県立学校における臨時休業の取扱い及び学校再開について（依頼）

現在、全ての県立学校及び多くの小中学校において、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業を実施しているところではありますが、別添のとおり、県立学校長あてに令和2年5月21日（木）から学校を再開することを通知したところです。

については、市町村教育委員会及び小中学校においては、県立学校の学校再開（授業再開）の決定に基づき、関係機関と連携の上、地域や学校の実情を踏まえて、学校再開（授業再開）について適切に御対応をお願いします。

教育事務所においては、このことについて御承知おきいただくとともに、市町村教育委員会及び学校への必要な助言等をお願いします。

記

【県立学校の授業再開日】

令和2年5月21日（木）

国及び県の緊急事態宣言期間の5月31日までは、感染拡大防止に努めながら段階的に学校教育活動が再開できるよう当面の間分散登校の上、授業を実施する。

【留意事項】

- 休校期間（5月7日～5月20日）については、下記の別添資料②「2(1)分散登校日の設定について」に基づき、可能な限り登校日の設定についても検討する。
- 5月21日からの授業再開に当たっては、分散登校を含め、咳エチケットの励行、マスクの着用、教室換気の徹底、こまめな手洗いの励行等を行うなど、引き続き感染拡大防止に向けて万全の対策を講じながら対応する。

(添付資料)

- ①令和2年5月7日付け【教県第222号】「県立学校の臨時休業及び再開の取扱いについて(通知)」
- ②「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について(令和2年5月1日付け2文科初第222号)」

〈 問い合わせ先 〉

沖縄県教育庁義務教育課 学力向上推進室  
TEL 098-866-2741 FAX 098-866-2750